

まちづくりパワー支援補助金



市民の皆さんが「自ら考え、自ら実践する」まちづくり活動を支援します。

どんな事業を支援してくれるの？

市民団体が、常呂自治区の振興を目的に主に自治区内で実施する事業が対象です。

誰もが参加できる公益的な事業や活動が対象です。

事業の規模や分野、テーマは自由ですが、政治的・宗教的・営利的なものは除きます。

支援事業の一例

・「ところ流氷ロード」

歩くスキーにより、常呂自治区の豊かな大自然をより身近に感じながら、参加者の健康増進を主たる目的としつつ、歩くスキーの普及・啓蒙活動や、常呂自治区の魅力をPRすることを目的とする事業

・「常呂アートプロジェクト『アートで発信 常呂の魅力』」

様々なアートを通じ、芸術文化の発展、推進に努め、会員及び参加者の交流により、芸術文化に対する多くの知識を吸収することを目的とし、野外で大きな紙を広げて思い切りライフペインティングするなどを企画する事業 など

★募集期間

令和4年4月1日(金)から 4月14日(木)まで

(受付時間 8:45～17:30) ※土・日を除く

審査があるの？

常呂まちづくり協議会が書類審査・公開ヒアリング審査を行い、予算（常呂自治区分：150万円）の範囲内で採択事業を決定します。
※公開ヒアリング審査では、事業のプレゼンテーション（審査員等に対して、事業の説明及びPR）を行っていただき、審査を実施いたします。

決定はいつ？

5月中旬までにご連絡いたします。

事業を実施する期間は？

令和4年度中（令和5年3月31日まで）に実施する事業が対象です。

支援の内容は？

市の予算の範囲内で、対象となる経費の10分の9以内かつ5万円以上100万円未満の範囲で補助金を交付します。

どんな団体に支援してくれるの？

常呂自治区内に代表者の住所と事務所があり、5人以上で構成された団体です。
ただし、法人格を持つ団体、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする団体、町内会・自治会またはその連合体は対象外です。

対象となる経費は？

補助対象経費は、事業を実施するために直接必要となる経費です。
ただし、団体の維持・運営、団体構成員の人件費・報償費、飲食費、不動産の取得・造成・補償費、単価3万円（税込）を超える備品の購入費は対象外です。

どこに申し込めばいいの？

下記申請書類を、常呂総合支所総務課地域振興係 に提出してください。

- ①事業企画書 ②年間活動計画書 ③事業予算書 ④会員名簿・事務局
- ⑤書類公開同意書 ⑥規約、会則 ⑦その他必要に応じて指示する書類

※申請書類は、常呂総合支所総務課で配布しています。

※北見市ホームページからダウンロードすることもできます。

『行政・まちづくり』⇒『まちづくり協議会』⇒『まちづくりパワー支援補助金』

【わからないことは？】

ご質問、相談を随時お受けします。下記までお気軽にお問合せください。

◆北見市常呂総合支所 総務課 地域振興係

TEL(0152)54-2113 FAX(0152)54-3887

E-mail : t.o.somu@city.kitami.lg.jp

